

平成30年第12回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年12月25日（火）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成30年12月25日(火)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第10号 取消願について
日程第 3 報告第11号 農地転用(農業用施設)届出について
日程第 4 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第74号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第75号 農用地利用配分計画原案の諮問について

| 議席 | 氏名 | 印 | 議席 | 氏名 | 印 | 議席 | 氏名 | 印 |
|----|-------|---|----|-------|---|----|-------|---|
| 1 | 沖田 良次 | ○ | 5 | 田槇 憲司 | ○ | 9 | 村上 一夫 | ○ |
| 2 | 田中 秀之 | ○ | 6 | 上田 隆司 | ○ | 10 | 光永 直義 | ○ |
| 3 | 津田 義則 | ○ | 7 | 富田伊久夫 | ○ | 11 | 水重 克幸 | ○ |
| 4 | 信川 進吾 | ○ | 8 | 桑原 博 | ○ | 12 | 秋國 満 | ○ |

事務局 出席 沢田 純子事務局長
森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間8分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 第12回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第12回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行います。10番 光永直義委員、1番 沖田良次委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第10号 取消願いについての報告をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、取消願いについての報告を終わります。

日程第3 報告第11号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

以上で農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

これ以降より日程第4、5、6については桑原職務代理の説明案件がありますので、議長交代しないで進めさせていただきます。

日程第4 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号67、68号について9番 村上が報告をいたします。

受付番号67、68号について12月の11日火曜日に推進委員5名と農業委員2名と事務局とで現地調査をいたしましたので報告をいたします。

まず受付番号67号ですが、別図71の67ページをごらんください。場所は国道54号線●●●のところの信号がありますが、その信号を●●●●●●のほうへ向かい入りますと、少し上りになりますが、その上りの南側にもう1本農道がありますが、その農道のすぐ南側、隣接した地番●●●●番地であります。その田、一筆を管理なり耕作できないことから、2kmぐらい離れた●●氏が購入され果樹を植樹し管理されるとのことでございます。先月も●●氏からの申請がありましたが、その隣接して現在は休耕田でございます。

次に受付番号68号ですが、別図71の68ページをごらんください。場所は先ほどの67号の申請地から50mぐらい東、●●●●●●寄り農道に隣接した休耕田であります。同じくそこへ果樹を植樹し管理するとのことでございますが、2筆ありますが1筆は●●●●●●は基盤整備したときの測定の半端が17㎡となって残っております。それと●●●●●●と2筆になっております。現実には1枚の田として管理されておられます。この地域は水の便が悪く耕作豊富地の発生する可能性が高いところですが、こうして管理していただければというふう

に思います。

詳細については、いずれの案件も調査書のとおりであります。

以上で調査報告を終わります。

続きまして受付番号69号について8番 桑原委員お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原です。受付番号69号について調査について報告いたします。

去る12月12日に現地の調査を農業委員2名、推進委員2名、事務局とで行いました。

●●●●さんですが、これは元●●●●に勤めておられまして、若いときから結婚されてからはずっと吉田町で住まれております。●●さんは●●●●のほうへずっと勤めておられまして、家は隣どおし、親戚でございます。この調査をしたときもこの日に●●●●さんから電話がございまして、譲渡については私も高齢になって土地の管理もようせんと、いうことの中で奥さんは全く経験がないということで、万一私に何かがあった場合に地域に迷惑をかけるというふうなことで、今のうちに整理をしておきたいということで、●●●●さんは、いどこに当たりますが、その方に無償で譲渡をしたいということでございます。●●●●さんは●●●●組合の中心的な役割をされておられまして、非常に熱心に仕事をなさる方ございまして、何ら問題ないというふうに思います。この場所の中で●●●●というところがございまして、以前は飼育、あるいは繁殖をされる方へ、そういう人に貸しておられたことがあったんですが、それもようわからぬかというようなところでありまして、今回は一気にやめたいということでございます。別段問題はないというふうに見てまいりました。詳細については調査書のとおりでございます。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号70号について10番 光永委員お願いいたします。

○光永委員 10番 光永が報告します。受付番号70号について12月14日推進委員2名、農業委員2名、事務局とで現地を訪れました。場所は54号線と江の川との間にある●●●●●●の左側という場所にあります。図面71の70をごらんください。丸印が書いてある場所が今回の案件ですが、その隣は●●●●●●●●●●と書いてありますが、これは●●さんの●●●●です。この場所はほ場整備が20年前に始まりましたときから●●さんが小作をずっとされてた土地です。譲渡人の●●さんというのは、結婚されて今、安芸区の●●というところにお住まいなんですが、この7月の豪雨災害で被害にあわれたということで、その家の修理の費用もかなりかかるということで、今回この土地を売って、その資金の一部にしたいということで話があったようです。もう現状水田として●●さん親子が耕作をされておりましたので、今後何ら問題はないというふうを確認いたしました。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号71、72号について3番 津田委員お願いいたします。

○津田委員 津田でございます。受付番号71、72について説明をいたします。12月12日、農業委員2名、推進委員3名、事務局1名とで現地を調査をいたしました。まず71号ですが、場所は美土里支所から●●●のほうへ向かってちょうど真ん中ぐらいになるのかなと思いますけども、●●集落と●●集落というのがあるんですが、ちょうどその集落の境目ぐらいのところになります。●●●さんというのは、●●にずっと住んでおられまして、家はこちらの田舎にもあるんですが、ほとんど帰ってこられませんでした。時々、月に1回ぐらいは帰って家の周りの草刈りなんかもしておられたんですが、このたび、年もとってきたということで息子たちが生活をしておられる●●のほうへ転居すると、既に転居されておるといいますが、そういうことでもう管理も帰ってくることもほとんどできないんで、農地をできるだけ手放したいということで、いろいろお話をしておられたようですが、このたび、その田んぼのすぐ近くの●●●●さん、これは公務員の方ですけど、ことし定年退職をされますので、時間的にも余裕はあるから、それなら私が購入しようということで、話がまとまりました。そういうことでこのたびの申請になったということです。

それから72番の場所ですが、これは●●でして、●●●●●がありますけど、そのちょっと手前の東側沿いにあります。●●さんはほとんど今田んぼをつくっておられません。すぐ●●さんの隣の●●さんに、土地を預けてつくってもらっておられるということです。このたび、地図を見てもらうとわかるんですが、71の79ですか、地図を見てもらったらわかるんですが、周囲が全部●●さんがつくっておられますので、このたびこれを1枚にしたいと、●●さんの土地と合わせて●●●●番地、●●●●●番地を全部購入をして、1枚田にしたいというような構想をもっておられまして、●●さんと交渉されましてそれなら売るよというような話がまとまったようです。いずれも耕作をされておるわけですから、特に問題はないし、有効活用していただけるということでいいことではないかなというふうに思っております。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号73号について6番 上田委員お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。受付ナンバー73号について12月10日、農業委員2名、推進委員3名、それと事務局で現地を調査を行いましたので報告いたします。場所は八千代町●●●の●●の●●●●●がありますけど、それより100mぐらい広島寄りの川沿いでございます。譲渡人は余り農業をされていなくて、申請地は休耕地で防水シートをはってありましたが、維持管理が困難なため、隣接して耕作されている●●さんに無償で譲渡するため、申請に至ったものです。別図の71の73をごらんください。申請地と書いてあるのがありますが、下の54と書いてあるところが、国道54号線でございます。下の●●●●●の右上が●●の●●●●●でございます。譲受人の家なんですけど、これが申請人宅と書いてありますけど、大体申請地と200mぐらいで徒歩で3分ぐらいのところ。●●さんはその隣の下の●

●●●●を田として耕作されております。譲受人は畑として耕作するということでございますので、大変よいことではないかと思えます。

以上で、報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号74号について、7番 富田委員お願いいたします。

○富田委員 7番 富田です。受付番号74番について報告します。12月10日農業委員2名、推進委員3名と事務局とで現地を確認しました。場所は八千代町●●で国道54号線の●●です。別図71、74をごらんください。

申請地は国道の左右にあります。譲渡人は今まで主人が亡くなり一人で作業をしていたため、耕作困難になり、このたび譲受人の●●さんが譲り受けて耕作されることになりました。●●さんは●●●●のほうに住んでおられますが、●●さんがこの八千代に住んでおられて、農機具はお兄さんのものを借りてつくられるようです。農地の農業上の問題はないと思いました。詳細は調査書をごらんください。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。以上で調査報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手。

よって、議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

次に、日程第5 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

では続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号55号について、5番 田槇委員お願いいたします。

○田槇委員 5番 田槇です。55番について報告いたします。

現地確認は、12月13日10時から、事務局1名と農業委員2名、推進委員5名で現地を確認しました。現地は向原町●●で●●と●●を結ぶ山越えの道があるんですけども、その近くへ、その道沿いの麓にあります。申請地は第2種農地になりますが、田の547㎡に太陽光

パネルを設置するというものです。この案件は5月に除外申請をしております。申請地は元1293㎡の田を分筆して、うち547㎡にパネル88枚を設置するというものであります。別図72の55を参照してください。上の段の、上側の図面をちょっと見ていただきたいんですが、まずこの●●●●の下、●●●●●●と●●●●●●、これが1枚の筆になっておりまして、これが1293㎡です。これを分筆しております。どこを分筆したかという、この太線の、下の図を見てもらったらわかるんですが、太陽光パネルに接しとる面をずっと一直線上に結びます。そこが境界ということになるんですが、農地そのものにこの境界というものは設けておりません。そういうことでパネル88枚がここに、下の図に見たらわかるような形で設置されるというものであります。申請人である●●さんは、●●歳になりますが、高齢で農地の維持管理が難しくなったことから、少しでも作業の緩和をはかるために、今回太陽光パネルに踏み切ったということになります。現地を見たんですが、水路及び周囲への悪影響となるものは全くありません。何ら問題ないであろうというふうと考えております。

以上です。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号56号について4番 信川委員お願いいたします。

○信川委員 4番 信川です。番号56号について調査報告をいたします。12月13日事務局1名、農業委員2名、推進委員5名で現地を確認いたしましたので、その報告をいたします。場所は向原町●●●●●の●番地で、県道向原三次線の●●●●●の裏の山側になるところです。山際です。これは第1種農地でございます。申請の目的は営農型太陽光発電の設備の設置でございます。高さ2mの架台に進行パネルを224枚、下部に3年間でブルーベリー200本、しいたけの原木300本を植えて収益をはかるという計画だそうです。このことにより周辺への農地の支障は全くないと思っております。それとほとんど山際になっておりますので、大体こういうことの報告になるわけですが、ほんまのことをいうて、私もようわからんのです。ほんまこれで収益が上がるもんか、上がらんもんか。これは皆さんの判断に任せるよりほかはないもんかなと思っております。また詳細は別紙の申請書にかかる調査書を参考にさせていただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

今の信川委員の説明された案件は、補足資料が今配ってもらってるんですが、もう一度このほうで信川委員、説明や意見は。

○信川委員 いやいや、わしも全くわからんのですよ。ほんまのとは。ただ、まことに申しわけないんですが、ほんでこれ推進委員さんのほうから、再々来て説明されたんじゃが、当初はブルーベリーを鉢植えにするんじやいうようなことがあったらしいんです。それはどこでどのように売れるんかようわからんのじゃが、それが実際問題として私の知りうる限りで、東広

島市の●●町なんです、そこでかなりブルーベリーやって収益が上げとるということは事実なんです。上にパネルがあって、そら育つか育たんかいうもの、わしらに判断せえ言われてもちょっと難しいところがあるんですよね、ほんまのところ。この書類から見て話を聞いて、判断せえいわれりや、まあ別段周囲に対して影響はないわけだから、別段問題はないんじゃないかっていうことでございます。

以上でございます。

○村上会長 皆さんほかに質問はありませんか。よろしいですか。

○光永委員 広島県森林インストラクター、これは所属はどこなんです。森林インストラクターというのは。

○事務局 NPO●●●●●●●●●●●●●●●●の理事長をされているんです。この間、講演会で講師をされたようなんですけど。

○村上会長 ほかにありませんか。よろしいですか。ほかにはないですね。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。なお、受付番号56号は許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することにいたします。

日程第6 議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。はじめに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号100号について9番 村上が報告いたします。

受付番号100号について12月11日、最適化推進委員5名と、農業委員2名と事務局とで現地調査をいたしましたので報告いたします。別図73の100ページをごらんください。場所は道とありますが、これは国道54号線で●●の信号から100mぐらい●へ帰った南側の隣接地です。現在は空き家状態ですが譲受人は広島市安佐北●●●に住んでおられる方が譲渡人の中で1番近いということから、譲受人が譲り受け管理するということでございます。●●●●なり、●●●●や広島市、●●、同●●●●なりにお住まいの方が管理を依頼され相続されるに当たり、調査されたら地目変更がなされていない部分が判明し、今回の申請になったようです。地番●●●●●●番は物置が置いてある状態であり、●●●●●●は、田●●●●●●へ農地進入



ではないかと思えます。

以上で報告は終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号104号について3番 津田委員お願いいたします。

○津田委員 津田でございます。受付番号104号について調査結果を報告いたします。場所は美土里町●●の●●●●から●●●●方面へ行きますと、●●集落というのがありますが、その県道から右のほうへずっと入っていきますと、●●集落というのがあります。その●●集落には空き家が多くなって昔の半分ぐらいの集落になっておりますけれども、そのほぼ終点の若干手前の右上になります。右側の山すその奥です。別図の73の104ですが、●●●●●●という申請地が書いてありますけれども、この地図は平地のように書いてありますけれども、段々畑です。一部は近所の人が野菜をつくっておられましたけれども、その方もおとしが多いのでようつくらんということで、●●さんのほうに返されました。●●さんも年配でもあるし、またここは前にもちょっと●●●●あるいは●●●●の転用地のときに説明をいたしました、なんせその機械が入らないと。農地としてはかなりいいらしいんです。日当たりがいいから本当は機械が入れば、つくればよくできるんだが、機械が入らんからもうどうにもならないということで、ほとんど耕作をされておられません。●●●●●●も貸しとった人がもう返されたんで、それならここも有効利用しようじゃないかということで、太陽光パネルを設置するということになりました。そういうことで今回申請されたわけでございます。何回もこのように言ってますけれども、どうしようもないと、水の便利もよくないし、機械が入らないんで有効利用するとなると太陽光パネルしかないのかなというような形で見てまいりました。

以上でございます。

○村上会長 ありがとうございます。

続きまして受付番号105号について8番 桑原委員お願いいたします。

○桑原委員 桑原です。受付番号105号についての現地調査の結果を報告いたします。12月12日、農業委員2名、推進委員2名と事務局で現地の調査をしてまいりました。図面でいうと73の105の図面でございますが、上の分で見ると下に道と書いてありますが、それが国道433です。●●●●●●、●●●●●●これは●●●●さん、●●●●●●の事務所兼倉庫というような状態でございます。その●●●●●●に道というのがありますが、これがかなり急な勾配の道でございます、上にぐるっと回るように傾斜地に上がっております。●●●●●●は宅地でございます。家がここにはございますが、この家の方が全く今はおられんというふうな状況になっております。ここの申請地は、●●●●●●の倉庫、事務所の上の道路との間にある段々の田んぼで、現在は田の状態ではなく畑の状態になっておりますが、隣近所の方にお話をききましたら、こちらはおられんので、太陽光やってもらっても、きちっと草の管理だけしてもらえりゃありがたいというふうなことでございました。よその地区には全く影響を与えることは

ないというふうに思います。

以上で報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

以上で調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。ありませんか、はい。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可妥当と決しました。

日程第7 議案第74号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。議案第74号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手賛成であります。

よって、議案第74号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に日程第8 議案第75号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題とします。はじめに事務局より要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 ありがとうございます。

以上で説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第75号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 ありがとうございます。全員挙手賛成であります。

よって、議案第75号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第12回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

大変慎重審議いただきまして、ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時38分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

10番委員

1番委員